

16 遺言書保管事実証明書の交付等

保管

遺言書保管事実証明書

次の事項を証明した書面（以下「遺言書保管事実証明書」といいます。）となります（法第10条第1項，省令第45条）。

遺言者が死亡している場合に限り，交付されます。

請求人の関係遺言書が保管されている場合	請求人の関係遺言書が保管されていない場合
<p>◆ 関係遺言書の保管がある旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 遺言書に記載されている作成の年月日 ◆ 遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号 ◆ 請求人の資格，氏名又は名称及び住所 ◆ 遺言者の氏名及び出生の年月日 	<p>◆ 関係遺言書の保管がない旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 請求人の資格，氏名又は名称及び住所 ◆ 遺言者の氏名及び出生の年月日



◆ 請求者が遺言者の相続人以外である場合

遺言者が作成した遺言書が遺言書保管所に保管されている場合であっても，当該請求人を受遺者，遺言執行者等の関係相続人等とする内容の遺言書でないときは，**保管されていない旨の証明となります。**

※準則第30条

認証文の種類

	保管されている	保管されていない
相続人	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管され，上記のとおり，遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」
相続人以外	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等（遺言書に記載された法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条第1項第2号に掲げる者）又は遺言執行者等（遺言書に記載された同項第3号に掲げる者）とする遺言書が遺言書保管所に保管され，上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等（遺言書に記載された法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条第1項第2号に掲げる者）又は遺言執行者等（遺言書に記載された同項第3号に掲げる者）とする遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」



遺言書保管事実証明書の交付を請求できる者

遺言者が死亡していれば，**何人でも請求**することができます（法第10条第1項）。

※何人でも請求できますが，交付時に請求人本人であるかどうかの確認は行います。

16 遺言書保管事実証明書の交付等



遺言書保管事実証明書の請求先

- ◆自己（請求者）が関係相続人等（遺言者の相続人，受遺者，遺言執行者等）に該当する関係遺言書を現に保管する遺言書保管所（法第10条第2項，第9条第2項）
- ◆上記以外の遺言書保管所でも可（法第10条第2項，第9条第2項）

全国全ての遺言書保管所に請求が可能です。



請求書・書類の提出

詳細は次ページ以降参照

関係相続人等は，その旨を記載した法務省令で定める**請求書**及び**書類**を添付して遺言書保管官に**提出**しなければなりません（法第10条第2項，第9条第2項，第4項）。



手数料の納付

郵便切手

政令で定める額の手数料金**800円**（収入印紙）を「手数料納付用紙」に貼ってしなければなりません（法第12条，省令第52条，別記第12号様式）。

なお，**遺言書保管事実証明書の送付を求めるときは**，法務省令で定めるところにより，当該**送付に要する費用を郵便切手で納付**しなければなりません（政令第6条，省令第52条第2項）。

16 遺言書保管事実証明書の交付等



請求書の提出

様式は次ページ参照

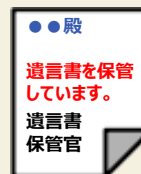
請求書には、次に掲げる事項を記載しなければなりません(省令第43条(別記第10号様式))。

省令第43条第2項, 第33条第2項(第5号を除く。)

- 1 請求人の資格, 氏名又は名称, 出生の年月日又は会社法人等番号及び住所並びに請求人が法人であるときはその代表者の氏名
- 2 法定代理人によって請求するときは, 当該法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 3 請求人又は法定代理人の電話番号その他の連絡先
- 4 遺言者の氏名, 出生の年月日, **最後の住所, 本籍** (外国人にあつては, 国籍) 及び**死亡の年月日**
- 5 請求に係る証明書の通数
- 6 手数料の額
- 7 請求の年月日
- 8 遺言書保管所の表示

◆請求人が以下に掲げる書類のいずれかを添付した場合, 省令第33条第2項第4号の一部(上記赤字部分)につき記載を要しません(省令第44条第2項, 第43条第2項)。

- ・法第9条第5項の通知の写し
- ・政令第9条第4項の通知の写し
- ・省令第48条第1項の通知の写し



16 遺言書保管事実証明書の交付等



請求書

請求書様式

別記第10号様式

太枠内をスキャンして（保管されていない）証明書を作成されます。

太枠内をスキャンして（保管されていない）証明書が作成されます。

別記第10号様式（第43条第1項関係） 請求年月日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

請求先の遺言書保管所の名稱 〇〇〇〇 (地方) 法務局

遺言書保管事実証明書の交付請求書

【請求人欄】※請求人の氏名、住所等を記入してください（太枠内をスキャンして証明書を作成する場合がありますため、字面をはっきりと記入してください。）。また、該当する口にはレ印を記入してください。

請求人の資格 1:相続人/2:相続人以外

請求人の氏名又は名称 姓 〇〇〇〇 名 〇〇〇〇

請求人の住所 〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇
 郵便番号 〇〇〇〇〇〇
 市区町村 〇〇〇〇
 番地 〇〇

(注) 1. 法人の場合は、「請求人の氏名又は名称」の枠の中に「請求人の住所」に太字又は太字と異なる事項の所在地を記入してください。
 2. 記入枠が足りない場合には、太枠内の余白に記入してください。

請求人の出生年月日 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治 〇〇年 〇〇月 〇〇日
 (注) 法人の場合は、記入不可です。

請求人の会社法人等番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 (注) 法人の場合は記入してください。

法定代理人による請求の有無
 (注) 法定代理人による請求の場合には、レ印を記入してください。
 法定代理人の氏名及び住所 〇〇〇〇

請求人又は法定代理人の電話番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 (注) ハンコウ(-)は不可です。

請求人又は法定代理人の署名又は捺印 〇〇〇〇

備考欄 〇〇〇〇

6001 1/2ページ ページ数 1/

省令第44条第2項に定める書類を添付した場合：赤枠内の事項記載省略可
 ※外国人は国籍記入

【請求対象の遺言書欄】※請求対象の遺言書の具備番号等を記入してください（太枠内をスキャンして証明書を作成する場合がありますため、字面をはっきりと記入してください。）。

遺言者の氏名 姓 〇〇〇〇 名 〇〇〇〇

出生年月日 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(注) 記入枠が足りない場合には、太枠内の余白に記入してください。

遺言者の住所 〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇
 郵便番号 〇〇〇〇〇〇
 市区町村 〇〇〇〇
 番地 〇〇

遺言者の本籍 市区町村 〇〇〇〇
 大字丁目 〇〇
 番地 〇〇

遺言者の国籍(国又は地域) 〇〇
 (注) 法人の場合は、記入してください。

遺言者の死亡年月日 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

遺言書が保管されている遺言書保管所の名稱 〇〇〇〇 (地方) 法務局

保管されている遺言書の具備番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 (注) 保管されている遺言書の具備番号を記入してください(空白ある場合は全て記入してください。)。
 ※記入が必要な場合には、余白に記入してください。

H 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇〇〇〇 - 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 - 〇〇

請求運賃 〇〇 割
 手数料の額 〇〇 円

6002 2/2ページ ページ数 2/

16 遺言書保管事実証明書の交付等



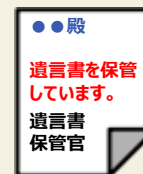
添付書類

請求書には、**次に掲げる書類を添付**しなければなりません（法第10条第2項，第9条第4項，省令第44条）。

- 1 **遺言者が死亡したことを証明する書類**
- 2 請求人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該請求人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）
- 3 請求人が法第9条第1項第1号（遺言者の相続人）に規定する相続人として請求する場合は、当該相続人に該当することを証明する書類（当該相続人が数次相続人である場合には、別途その相続人に該当することを証明する書類が必要となる。）
- 4 法第9条第1項第2号（受遺者等）に規定される相続人として請求する場合は、当該相続人に該当することを証明する書類（受遺者等の相続人である場合には、別途その相続人に該当することを証明する書類が必要となる。）
- 5 請求人が法人であるときは、代表者の資格を証明する書類で作成後3月以内のもの
- 6 法定代理人によって請求するときは、戸籍謄本その他その資格を証明する書類で作成後3月以内のもの

◆請求人が以下に掲げる書類のいずれかを添付した場合、省令第44条第1項第1号の書類（上記赤字部分）につき添付を要しません（省令第44条第2項）。

- ・ 法第9条第5項の通知の写し
- ・ 政令第9条第4項の通知の写し
- ・ 省令第48条第1項の通知の写し



16 遺言書保管事実証明書の交付等



証明書の交付

任意代理人
不可

遺言書保管官は、次に掲げる方法によって遺言書保管事実証明書を交付しなければなりません（省令第46条，第36条）。

- ◆ **省令第13条各号に掲げる方法**により請求人，その法定代理人又は請求人が法人であるときはその代表者が本人であることを確認して交付する方法
又は
- ◆ 請求人又はその法定代理人の**住所に宛てて郵便又は信書便により送付**して交付する方法



遺言書保管官による本人確認の方法（省令第13条）

◆ 以下のいずれかを提示する方法

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 旅券（ただし，書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 乗員手帳（ただし，書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 在留カード
- 特別永住者証明書

本人確認資料が必要となります。

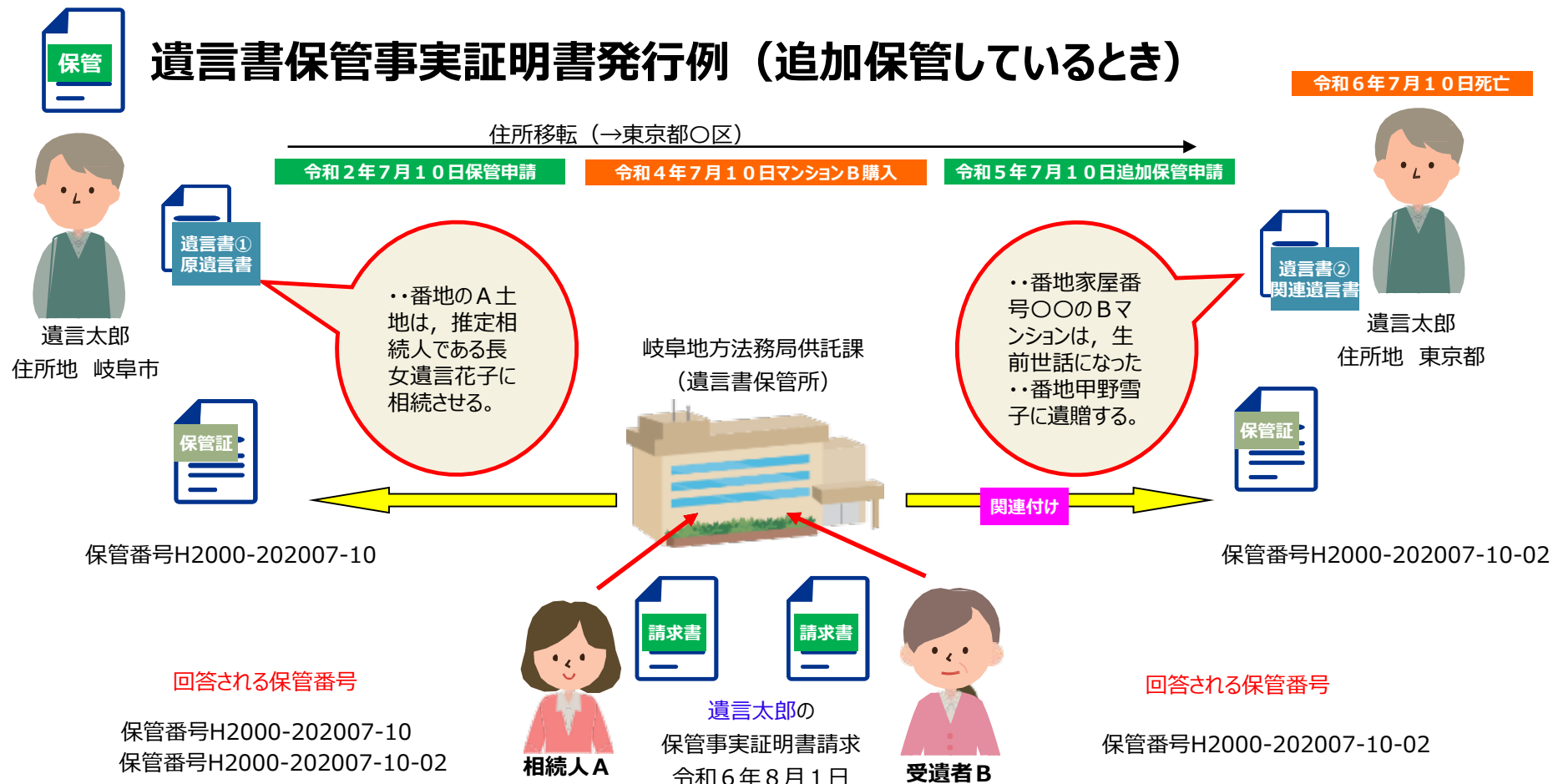


遺言書保管官は，書類を提示した者の同意を得て，その写しを作成しますが，当該者の同意が得られないときは，この限りでないとされています（準則第17条）。

◆ 上記に掲げるもののほか，以下の要件を全て満たす書類を提示する方法

- 官公署から発行され，又は発給された書類その他これに類する書類であること。
- 上記書類に**氏名及び出生の年月日又は住所の記載**があり，**本人の写真が貼付されたもの**であること。
- 当該書類の提示を行う者が本人であることを確認することができるものとして遺言書保管官が**適当と認めるもの**であること。

16 遺言書保管事実証明書発行例（追加保管しているとき）



① 請求人の資格が相続人であり、かつ、関係遺言書が遺言書保管所に保管されている場合（認証文）

「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」

② 請求人の資格が相続人以外であり、かつ、関係遺言書が遺言書保管所に保管されている場合（認証文）

「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等（遺言書に記載された法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条第1項第2号に掲げる者）又は遺言執行者等（遺言書に記載された同項第3号に掲げる者）とする遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」